

京都市修学旅行体験学習支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都観光推進協議会（以下、「当協議会」という。）が、京都市を訪れる修学旅行生に対して文化や産業など京都ならではの奥深い魅力を感じることができる体験学習の実施を支援することで、京都の修学旅行の魅力向上を図るため、本要綱に定める条件を満たす府外の学校に対し、予算の範囲内において修学旅行体験学習の実施に伴う費用の一部を助成するものとし、その支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号の定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学習指導要領に定める学校行事で「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1～3学年）及び専修学校（高等課程）をいう。
- (3) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下、「助成対象者」という。）は、学校とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当する者は対象としない。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる修学旅行は次の要件を満たすものとする。

- (1) 京都府外に所在する学校が実施する修学旅行で、令和7年4月30日～令和8年3月20日に修学旅行で京都市内に1泊以上するもの。
- (2) 京都伝統産業ミュージアムが企画する「アオハルギフト・京都」体験プラン（以下、「助成対象プラン」という。）を実施するもの。
- (3) 申請事業のほか、当協議会が実施する「アオハルギフト・京都」事業の対象となっていないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金額の算出方法及び上限額については以下のとおりとする。

- (1) 児童生徒一人当たりの助成金は1,000円もしくは実際に要した費用のいずれか低い額とする。
- (2) 助成金の合計額は、対象児童生徒数に1,000円を乗じて得た額を予算の範囲内において交付する。なお、体験費用が1,000円未満となる児童生徒

については、一人当たりの助成額を実費相当額とし、経費を算出する。

- (3) 助成金の限度額は、1校につき100,000円とする。
- (4) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前申込)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、当協議会が指定する申込期間内に、当協議会が指定する方法により事前に申し込みを行うものとする。

- 2 当協議会委員長は、助成対象者から事前申し込みを受けた場合は、助成対象プラン実施施設と調整のうえ、事業の実施が可能な場合は、事前申込完了通知書（第1号様式）を交付する。

(申請手続き)

第7条 「事前申込完了通知書」を受けた助成対象者は、助成対象プランを実施する14日前までに、次に掲げる書類を郵送またはメールにより当協議会委員長へ提出しなければならない。

- (1) 申請書（第2号様式）
- (2) 委任状（第3号様式）※旅行業者が手続きを行う場合
- (3) その他、当協議会が必要と認める書類

(助成金支払予定額の決定)

第8条 当協議会委員長は、第7条による申請を受け付けたときは、これを審査し、申請内容が適当であると認めたときは、助成金支払予定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項に定める助成金支払予定通知書は、当事業の支払予定を示すものであり、支払額は実績報告書に基づいて決定するため、支払額とは異なることがある。

(助成金申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成金支払予定通知書を受けた後において、助成金申請を取下げ場合は、速やかに助成金申請取下げ届書（第5号様式）を当協議会委員長へ提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第10条 申請者は、助成金支払予定通知書を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに助成金申請変更届（第6号様式）を提出しなくてはならない。

(助成対象プランのキャンセル等について)

第11条 助成対象プランの実施をキャンセルする場合は、事前申込完了通知書に記載する方法により行うこと。

2 助成対象プランの実施をキャンセルする場合は日程により、下記のとおりキャンセル料を助成対象プラン実施施設（京都伝統産業ミュージアム）へ支払う必要がある。

「事前申込完了通知書」交付以降、体験実施日の前日から起算して遡って30日前に当たる日以降に解除の通知が京都伝統産業ミュージアムに到達した場合。	対象料金の20%
体験実施日の前日から起算して遡って14日前に当たる日以降2日前までに解除の通知が京都伝統産業ミュージアムに到達した場合。	対象料金の50%
体験実施日の前日又は当日に解除の通知が京都伝統産業ミュージアムに到達した場合、もしくは連絡なく不参加の場合。	対象料金の100%

（実績報告）

第12条 助成金対象者は、助成対象プラン実施後2週間以内に、以下の書類を当協議会委員長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、助成金は支払わない。

- (1) 実績報告書及び助成金申請書（第7号様式）
- (2) 助成対象プラン費用支払いに関する領収証（京都伝統産業ミュージアムから発行されたもの）
- (3) 当該事業に関するアンケート
- (4) その他、当協議会が必要と認める書類

（支払額の決定及び支払い）

第13条 当協議会委員長は、前条の報告及び申請があった場合は、これを審査し、支払うべきと認めたときは、助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 当協議会委員長は、前項の規定により確定した助成金額を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（助成金の取り消し）

第14条 当協議会委員長は、助成金の交付の決定または交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、広告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと当協議

会が認めたとき

- (3) その他、助成金を交付することが適当でないと当協議会が認める事由があったとき

(雑則)

第15条 この要綱に定めていない事項については、京都観光推進協議会委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

附 則

本要綱は、京都市の令和7年度当初予算の議決を前提としており、議決されない場合は、当該要綱は無効とする。